

お知らせ

## 鳥獣被害防止対策に補助金を交付します

▶申し込み・問い合わせ 農林水産課 ☎73-3040

事業名	事業内容	補助率
被害対策用ネット等設置事業	市内在住者が市内に所有する水田・畑の農作物をイノシシなどから守るための金網・ネット・電気柵などを設置する経費に対して補助します（材料費のみ。対象外あり）。	事業費（他の補助金を控除した額）の1/2以内 補助金限度額 20万円
狩猟免許取得補助事業	狩猟免許を新規に取得し、市鳥獣被害対策実施隊員として活動する意思がある市内在住者に対して経費を補助します。	事業費の10/10以内 事業費に含まれるもの（受験申請時における診断書発行料、予備講習会受講料、試験代） ※対象者には農林水産課から連絡します。
駆除用器具等購入補助事業	市内在住の有害鳥獣捕獲許可者などがくわ、箱おりを購入する経費を補助します。	事業費の1/2以内（限度額あり）

【三豊市農林水産業振興事業】イノシシ・アライグマ・ニホンザルなどによる農業被害を防ぐため、鳥獣被害防止対策の補助金を交付します。

購入後の申請は受け付けできません。補助金の交付を希望する人は、必ず事前にご相談ください。なお、予算が無くなり次第終了します。

申し込み期限  
令和5年1月31日（火）

●地域ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策

●集落防護柵設置

侵入防止柵などの設置に対する資材費を補助します。

補助率 事業費の10/10（年度上限補助金額150万円）

●対象経費 捕獲器材、追払機材の導入

事業計画提出期限 11月30日（水）

【地域ぐるみ鳥獣被害防止対策事業】継続して鳥獣被害対策を実施する中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金の協定集落および農家を含む自治会を支援します。

これは、地域ぐるみで組織的に「農地を含んだ侵入防止柵の整備」「鳥獣捕獲」「鳥獣被害対策勉強会」の全ての活動を行うことが条件です。事業実施には他にも条件がありますので、希望する場合は、事前にご相談ください。



▲ワイヤーメッシュ柵



▲電気柵

くらし

## 空き家管理のお手伝いをしてみませんか

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

【空の家等管理事業者の募集と紹介】空の家を管理できる市内の登録事業者を所有者へ紹介する制度を実施しています。空き家の管理でお悩みの人は、ぜひご利用ください。また、空き家の管理に必要な業務をしている事業者は、ぜひ登録してください。

登録事業者への依頼方法

登録事業者の名称や所在地、連絡先、業務区域、管理事業の内容などの一覧を市ホームページや建築住宅課窓口で公表しています。空き家の所有者や管理者から直接事業者と連絡し、依頼してください。

※料金や管理内容などの契約に関し、市は一切関与しません。契約の際は、複数の事業者に管理内容や料金について確認することをお勧めします。

事業者登録について

登録事業者は随時募集しています。空き家の管理に必要な業務をしている人で要件を満たす人は、建築住宅課の窓口で登録を申し出てください。

空き家の管理とは

外観調査、庭などの除草、樹木の伐採、室内清掃、宅内通風・通水、家屋修繕・解体、その他空家などを適正に管理するために必要な業務または活動登録できる事業者の要件

次の要件を全て満たす事業者

- ① 市内に本店、支店などの事業所をおいている法人、団体または個人
- ② 空き家の管理のいずれかを行うことができること
- ③ 市税を滞納していないこと
- ④ 構成員に暴力団員がいないこと

お知らせ

## 住宅の耐震対策を支援します

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震に備え、住宅の所有者または居住者が耐震対策を実施した場合に、一定の助成を行います。耐震対策には、地震に対する住宅の耐力を判定する「耐震診断」と、その耐震診断に基づいて計画された耐震補強を行う「耐震改修」があります。

対象者

対象となる住宅の所有者または所有者の承諾を得た人で、市税を滞納していない人

対象となる住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建住宅、長屋、併用住宅（居住部分が2分の1以上のもので）
- ・耐震対策を行った後も居住の場として利用されるもの
- ・耐震改修工事などについては、事前に行った耐震診断により倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性があると考えられたもの
- ・建築基準法の規定に基づく違反がないこと
- ・過去に同一事業の補助を受けていないこと



【注意】申請前に事業に着手した場合は、対象になりません。

各要件の確認や手続き方法の説明のため、必ず、申請の前に申込書を建築住宅課へ提出してください。

耐震診断は、耐震診断技術者（建築士の資格を有する者で所定の講習を受講した者、または構造設計一級建築士）が行うものです。

耐震改修の施工は、県内に本店または営業所を設けている事業者に限ります。

リフォームを併せて行う場合は、耐震改修などに要する費用のみが対象となります。

予定件数に達し次第、受け付けを締め切ります。

申請期限 12月16日（金）

項目	補助金額
耐震診断	費用の90%を補助（上限9万円）
耐震改修工事	費用の100万円まで全額補助
簡易な耐震改修工事	費用の50万円まで全額補助
耐震シェルター・ベッド	費用の20万円まで全額補助

※借家も対象となる場合があります。詳しくは、建築住宅課へお問い合わせください。

くらし

## 空き家の適正管理をお願いします

▶問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

【空き家の近隣の人へ】空の家を適切に管理する責任は、空き家の所有者または管理者にあります。近隣同士の問題は、たとえそれが空き家であっても、当事者間で解決することになります。所有者などの連絡先を知っている場合は、当事者同士で話し合ってください。

また、所有者が不明の場合は、法務局で登記事項を閲覧すれば所有者が確認できます。複雑な場合は、弁護士や司法書士などの専門家に相談するとよいでしょう。

空き家問題について

市では、所有者などに対して適切な管理のお願いを行っていますが、このお願いには強制力がありません。「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置は、空き家を放置することが著しく公益に反する場合（倒壊により公道の通行人に著しい危険が及ぶ場合など）に限り行うものです。

隣地の空き家トラブル対応は、民法に基づく民事的手法が、解決への一番の近道です。

相談窓口

建築住宅課では、空き家などの相談を行っています。ご相談いただいた内容に応じて、関連部署と連携し対応します。